

## 山梨県立あけぼの医療福祉センター電話交換設備更新工事に係る一般競争入札公告

### ◎ 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和元年5月15日

山梨県立あけぼの医療福祉センター所長 佐藤 英貴

#### 一 一般競争入札に付する事項

##### 1 工事の名称

山梨県立あけぼの医療福祉センター電話交換設備更新工事

##### 2 内容

入札説明書で定める内容等であること。

##### 3 契約期間

契約締結日翌日から令和元年7月31日まで

#### 二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。

2 山梨県内に本店を有する者であること。

3 山梨県における建設工事の競争入札参加資格（電気通信）を有する者で、直近の総合数値が800点以上の者であること。

4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領（平成19年6月20日施行）により入札参加資格の再認定を受けたものであること。

5 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時工事等の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

また、同法第2条第2号及び第6号の規定による暴力団又は暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。

6 公告の日の6月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

7 公告の日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

- 8 公告の日以降に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年12月1日施行。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 9 公告の日1月前以降に山梨県発注工事において55点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。
- 10 病院の電話交換設備更新工事の施工実績がある者であること。

### 三 入札手続等

#### 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒407-0046 山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1

山梨県立あけぼの医療福祉センター 総務課 電話 0551-22-6111

#### 2 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和元年5月23日（木）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで三の1の交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に三の1の場所に電話連絡すること。

#### 3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日の翌日から令和元年5月27日（月）までに山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課に持参すること。

ただし、上記期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

令和元年5月30日（木）午前10時 山梨県立あけぼの医療福祉センター（〒407-0046 山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1）1階 会議室

#### 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 四 その他

##### 1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### 2 入札保証金

免除

##### 3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

##### 4 契約書作成の要否

要

##### 5 最低制限価格の有無

無

##### 6 前払い金の有無

無

##### 7 その他

落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合には契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書による。